

平成31年3月

**ELAN CORP-ADR【A8277】**  
**(Elan Corporation, plc)**  
—和解金のお取扱いについて—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ELAN CORP-ADRにかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金の分配が行われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

ヘッジファンドである S.A.C.Capital Advisors, L.P.並びに、同ファンドの創業者である Steven A. Cohen 及び元ポートフォリオマネージャーである Mathew Martoma らに対し、以下の集団訴訟が米国ニューヨーク南部地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2006年8月23日から2008年6月17日の期間に ELAN CORP-ADR 株式を売付し、損失を被った投資家の損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

S.A.C.Capital Advisors, L.P.らは、アルツハイマー病に対する新薬の臨床試験に関し、医師から内部情報を取得し、それをもとに2006年8月から2008年7月にかけてインサイダー取引を行い、米国の証券取引法に違反した。このため、2006年8月23日から2008年6月17日の期間に ELAN CORP-ADR 株式を売付し損失を被った投資家に対する賠償金を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

2006年8月23日から2008年6月17日の期間に ELAN CORP-ADR 株式を売付し、損失を被った投資家

2. 和解の内容

S.A.C.Capital Advisors, L.P.らが和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第1項(3)に適合する各投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取り扱い

・弊社に分配された和解金を、上記第2項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。

(円転レート=3/22 TTM-0.5円 110.24円/米ドル)

・お客様の口座への入金日は2019年3月27日となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社